

東京自転車商国保組合のご案内

— 自転車・二輪車業界で働く方々が加入する国保 —

東京自転車商国民健康保険組合は、国民健康保険法に基づく国保組合として、東京都知事の認可を受け、1955年(昭和30年)より国民健康保険事業を実施しています。東京都内の事業所において自転車、二輪車の販売・修理等(点検・整備・卸売・レンタルを含む)の業務に従事する方々が組合員として加入しており、同種同業の利点を生かした組合運営をしております。

保険料は所得の影響がない定額制(月額)です。国保制度における基本的な保険給付は公営国保と同様です。なお、法人事業所や75歳以上の方は新たに国保組合に加入できません。

加入要件の詳細は、組合までお問い合わせください。

※すでにご加入いただいている事業所へも本案内を配付しています。

ご了承ください。



多くの都内店舗が組合に加入しています

【2026年度保険料(月額)】

※保険料は年度により変動があります

単位=円

保険料種別 資格区分			①	②	③	①～③	④	①～④
			医療保険	後期高齢者 支援金	子ども・子育て 支援金	小 計	介護保険 (40～64歳)	合 計
組 合 員	事業主	50歳以上	21,300	4,500	600	26,400	5,300	31,700
		その他	20,300	4,500	600	25,400	5,300	30,700
	従業員	50歳以上	15,200	4,500	600	20,300	5,300	25,600
		その他	14,200	4,500	600	19,300	5,300	24,600
家 族		50歳以上	10,000	4,500	600	15,100	5,300	20,400
		18歳未満	7,000	4,500		11,500		11,500
		その他	9,000	4,500	600	14,100	5,300	19,400
3人目以上の 家族		18歳以上	5,000	3,000	600	8,600	5,300	13,900
		18歳未満	5,000	3,000		8,000		8,000
特例組合員(75歳以上)								1,000

①医療給付費分…医療費の支払いに充てます。

②後期高齢者支援金分…社会保険診療報酬支払基金へ納めます。

③子ども・子育て支援金分…社会保険診療報酬支払基金へ納めます。なお、家族資格の18歳未満被保険者には賦課しません。

④介護納付金分…社会保険診療報酬支払基金へ納めます。

※未就学児がいる該当世帯に対して、未就学児世帯支援補助費(未就学児一人につき年額12,000円)を補助します。

※出産(予定)被保険者に対して、産前産後期間相当分(基本4カ月分)の保険料を免除(後日還付)します。

【組合の保健事業】

※主な事業のみ(詳しくは組合ホームページをご覧ください)

1. 特定健診・保健指導(40歳以上、無料)

2. 健診費用の補助

①節目健診 25,000円まで(35、40、45、50、55、60、65歳、指定健診機関のみ)

②人間ドック 15,000円まで(30歳以上)

③生活習慣病健診 5,000円まで(年齢制限なし)

④脳ドック 15,000円まで(40歳以上、2年毎に1回のみ)

※②③は前年度受診者(前年度に健診を受診し補助を受けた者)には8,000円までのインセンティブを加算

3. 集団健診(30歳以上)

6. 糖尿病予防プログラム

9. インフルエンザ予防接種助成

12. 健康世帯表彰

4. 郵送検診(25歳以上、無料)

7. ジェネリック医薬品の差額通知

10. 家庭用常備薬等の斡旋

13. スポーツクラブ利用の優待

5. 歯科健診(無料)

8. 医療費通知

11. 育児雑誌配付(無料)

14. 保養施設利用割引

お気軽にお問い合わせください

東京自転車商国民健康保険組合 東京都千代田区外神田2-2-2 小久江ビル2階
電話 03-3253-2561 FAX 03-3253-2562 URL <https://jitenshakokuho.or.jp/>

※法人事業所、従業員が5人以上の個人事業所、75歳以上の方は制度上新たに加入できません。

独自の取り組み

①資格区分・年齢区分に応じた定額保険料

保険料は資格区分と年齢区分に応じた定額制(月額)です。資格は事業主、従業員、家族の3区分があり、それぞれ年齢ごとに区分されています。該当する区分に基づく保険料が組合員に賦課されます。また、18歳未満の家族や3人以上の家族については、保険料を軽減しています。

②未就学児加入世帯に規定額の保険料を補助

未就学児加入世帯に対して規定額(未就学児一人につき年額12,000円)の保険料を補助します。

③出産被保険者に係る産前産後期間の保険料を軽減

出産被保険者に対して産前産後期間相当分(基本4カ月分)の保険料を免除(後日還付)します。

④健診費用を補助、毎年受診でさらに補助額を加算

被保険者が人間ドックなどの健診を受診した場合に、組合から規定の補助額を支給します。人間ドック(節目健診を除く)または生活習慣病健診については、前年度受診者に対して8,000円までのインセンティブを補助額に加算します。そのほか、脳ドックに対する補助も実施しています。

⑤手軽で便利な集団健診

他国保組合と共催で集団健診を行っており、少しの自己負担で充実した健診コースが受けられます。

⑥郵送検診、歯科健診で早期発見・早期治療

郵送検診は、自宅で簡単に受けられる検査セットによる検査です。がん検査を含む複数の検査項目を用意しています。歯科健診は、提携歯科医院にて口腔内のチェックが無料で受けられます。

⑦インフルエンザ予防接種費用を助成

インフルエンザ予防接種費用について、1人2,000円を補助します(指定期間内2回まで)。

⑧入院見舞金制度

被保険者が10日間以上継続して入院した場合に、その翌年度に組合から入院見舞金を支給します(年度内一回のみ)。長期入院(入院期間が継続して61日以上にわたるもの)、保険給付を受けていないものなどは、支給対象外です。支給金額は次のとおりです。

10日以上20日以内の入院	5千円
21日以上30日以内の入院	1万円
31日以上60日以内の入院	1万5千円

東京自転車商国保組合では、被保険者の健康保持増進および医療費の適正化のため、保険者機能の充実と強化に努めています。各制度や事業内容の詳細については、組合までお問い合わせいただくか組合ホームページ(URL <https://jitenshakuho.or.jp/>)にてご確認ください。